

競技規定変更の概要(2018年4月1日)

(公財)全日本空手道連盟

組手競技規定			
第1条	組手競技場		コート中央より1メートルの位置に異色のマット2枚を配し、競技者間の境界線を作る。 (競技者が競技を開始する、又は再開する場合、お互いに向き合って色を異にしたマットの前方の中央に立つ)
第2条	規定の服装	競技者	競技者は、JKF理事会によって許可された以外のストライプ、ふち飾り、又は名前の刺繍のない白の空手着を着用すること。
第2条	規定の服装	審判員	笛は白い紐付きを使用。女性の審判員はヘヤークリップ、及びJKF公認で宗教的に義務付けられたヘッドウェアと目立たないイヤリングの着用が許される。それに加えて審判員は無地の結婚指輪の着用が許される。 オリンピック競技、ユースオリンピック競技、大陸の競技会、その他の競技会などでは、その地域の組織委員会が審判員に競技会共通で独自のユニフォームが提供される。但し、組織委員会が書面でWKFに提出されることが条件であり、公式ユニフォームがJKFに正式に承認されれば、審判員は普段の制服に代わって着用することができる。
第2条	規定の服装	コーチ	コーチは決勝だけではなく、すべてのメダルマッチにおいて正式な服装を着用する。
第3条	組手競技の構成		競技前にそのチームのメンバー、又はコーチが書面で知らせることなく、メンバーの編成、又は出場順を変更した場合、そのチームは失格となる。
第4条	審判団		予選では、審判委員会(正・副審判長)が審判員のリストを作成し、電子抽選システムを行うソフトウェアテクニカル(技術者)の業務を容易にする。審判委員会(正・副審判長)は、選手の抽選が終了し、レフリーブリーフィングが終了した時点でリストを作成する。リストアップされる審判員は、レフリーブリーフィングに参加し、上記条件を満たす審判員のみとする。審判員の抽選は、技術者がリストをシステムに挿入し、各試合ごとに各コートの副審4名、主審1名、監査1名をランダムに配置する。 メダルマッチでは、予選が終了した時点で、コート主任が審判委員会(正・副審判長)、及び事務長にオフィシャル8名のリストを提出する。審判委員会(正・副審判長)のリスト承認後、ソフトウェアテクニカルがシステムに挿入、各コート8名のうち5名から構成される審判団をランダムに配置する。
第4条	審判団		任命される人数: コート主任2名、副コート主任1名、記録主任1名、記録係2名を任命する。
第6条	得点	説明 XIII	「審判委員会、又は懲戒委員会は、その後も罰則を科すことができる」という文面は、「罰則をその後も科すことができるのは懲戒委員会だけである」に変更された。即ち競技以外の罰則は理事会によってのみ科すことができる。
第7条	判定基準		これまでの競技規定の2.と3.の間に新たな3.を追加。 先取を獲得した選手は、次の場合、闘いを避けたことによるカテゴリー2のウォーニングが科せられる: 試合終了15秒未満に場外、逃げ回る、組み合い、掴む、レスリング、胸の押し合いをした場合、自動的に先取の利点を失う。主審は適切なウォーニングの合図の後、先取のゼスチャーを行う。それに続いて取り消しのための「取りません」の合図をする。「赤/青 先取・取りません」と発声をともなって宣告をする。 試合終了15秒未満に先取が取り消された場合、その後双方の選手に先取は与えられない。 先取が与えられ、ビデオ判定により相手選手の得点も認められた場合、同様に先取は無効となる。
第7条	判定基準		あらゆる試合において記録される得点の差は最大で8ポイントとする。
第8条	禁止行為	説明.III	14歳未満の競技者にはさらなる制限があるので付録10を参照。
第8条	禁止行為	説明.IV	主審は試合が再開するまで負傷した競技者を観察し続けなければならない。
第8条	禁止行為	説明.IX	文面の変更: 医事委員会は、大会終了前、審判委員会に報告書を提出する。加えて審判委員会は、さらなる制裁が適切と判断した場合、理事会に報告書を提出する。

第8条	禁止行為	説明.XVI	「この状況がよく見受けられるのは、競技終了間際である。残り時間が15秒以上あるときに違反があった場合……」に変更。
第9条	ウォーニング及びペナルティ	失格	次の試合を含む全ての競技への出場資格を失う。失格は、審判委員会によって協議される。主審の命令に背いたり、空手道の威信及び名誉を傷つける行為、競技規則及び精神に反する行為に対し、失格が科せられる。団体戦において違反した競技者の得点はゼロとなり、相手の得点を8ポイントとする。
第9条	ウォーニング及びペナルティ	失格	「次の試合を含む全ての競技への出場資格を失う」に変更。
第9条	ウォーニング及びペナルティ	説明.II	ペナルティには、2つのレベル(反則及び失格)がある。競技者の競技規定違反に対し科せられ、i)その競技の無効(反則)、又はii)その大会全体への出場停止{期限延長の可能性あり(失格)}となる。失格の場合、懲戒委員会によって更なる制裁が科せられることもある
第9条	ウォーニング及びペナルティ	説明.IV	規則違反に対しては、即、ウォーニングを科すことができる。同じカテゴリーの違反を繰り返した場合、ウォーニングの度合いが増し、場合によっては「出場資格を失うことになる。
第9条	ウォーニング及びペナルティ	説明.X	負傷がなくても選手が悪意のある態度を取ったと主審が判断した場合の適切なペナルティは「反則」ではなく「失格」である。
第9条	ウォーニング及びペナルティ	新説明XI	コーチが試合の進行を妨げていると判断した場合、試合を止め(ヤメ)コーチに近づき無礼な態度を示す合図をする。そのあと、主審は試合を再開(続けて始め)する。コーチが妨害し続ける場合、主審は試合を止め再度コーチに近づき退場を命じる。コーチが競技場内から出るまで、主審は試合を再開しない。この場合、失格とはみなされず、コーチの退場はその試合(個人・団体戦)のみとする。
第9条	ウォーニング及びペナルティ	説明.VII	罰則の累積的な事項と異なる(選手はもはや続行が不可能な状態) 反則は、累積された罰則に対して科せられるが、重大な規則違反に対して直接科すこともできる。相手の反則によって競技者の勝利の可能性がゼロになったと見なした場合(審判団の意見で)に科せられる。
第10条	競技における負傷及び事故		相手の反則により勝者となった負傷した競技者は、大会ドクターの許可がない限り競技は続行できない。
第10条	競技における負傷及び事故		口頭で10秒を英語で数える。
第11条	異議申し立て		規則の適用に関する異議申し立ては試合終了後1分以内にコーチが告げる。コーチは公式プロテスト用紙をコート主任から受け取り4分以内に記入、署名し抗議料を添えコート主任に提出する。コート主任は、記入済のプロテスト用紙を即、上訴委員会に提出する。上訴委員会は5分以内に結論を下す。
第11条	異議申し立て		選手のコーチ又は正式な代表者のみが異議申し立てをすることができる。
第11条	異議申し立て		ビデオレビューのための特別規定 注:この特別条項は、第11条の他の条項とは分離して別に説明されるべき説明である WKFシニア世界大会、オリンピック競技会、ユースオリンピック競技会、大陸競技会、ワールドゲームズ、及びこの類のマルチスポーツゲームズにおいて、ビデオ・レビューを使用する。また、可能な限り他の大会でもビデオ・レビューの使用を推奨する。 ビデオレビューの手順は付録11.に記載
第12条	権限および職務	タイトル	タイトルの変更:「審判員の権限及び職務」

第12条	審判員の権限及び職務	監査	<p>ガイドライン</p> <p>監査は、下記の状況において赤旗を揚げ、笛を吹く：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主審が先取の合図を忘れた場合 ・主審が誤って違う選手に得点を与えた場合 ・主審が誤って違う選手にウォーニング、又はペナルティを与えた場合 ・主審が一方の選手に得点を与え、他方の選手に誇張でカテゴリー2のウォーニングを与えた場合 ・主審が一方の選手に得点を与え、他方の選手に無防備を与えた場合 ・主審が止め又は時間終了後の技に得点を与えた場合 ・主審がコートの外に出た選手が出した技に得点を与えた場合 ・主審が後しばらくの宣告後の不活動に対しウォーニング、又はペナルティを与えた場合 ・主審が後しばらくの宣告後、誤ったカテゴリー2のウォーニング、又はペナルティ与えた場合 ・1人の選手にポイント、又は場外を示す2つ以上の旗が挙がっていても主審が試合を止めなかった場合 ・コーチがビデオレビューを要請しているにもかかわらず、主審が試合を止めなかった場合 ・主審が旗の過半数に従わなかった場合 ・主審が10秒ルール適用時、大会ドクターを呼ばなかった場合 ・先取がある状況で、主審が判定、又は引き分けを決める場合 ・副審の旗の持ち手が誤っている場合 ・スコアボードが正しい表示をしていない場合 ・コーチの主張する技が、止め又は時間終了後に出された技であった場合 <p>下記の場合、監査は審判団の判断に係らない：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副審が得点の旗を揚げなかった場合 ・副審が場外の旗を揚げなかった場合 ・副審が主審のカテゴリー1又はカテゴリー2、又はペナルティの意見をサポートしなかった場合 ・審判団が決定するカテゴリー1のコンタクトの度合い ・監査は得点の有効かどうかに関しては投票権、又は権利を有しない。 ・主審が時間終了のベルを聞き逃した場合、監査ではなく記録主任が笛を吹く。
第13条	競技開始、中断、終了		<p>競技者は競技を開始するとき所定のマットの位置の前方に立つ。</p> <p>主審及び副審は、所定の位置につく、双方の競技者は定められたマットの最も近い前方に立ち、お互いに礼を交わす。その後、主審の「勝負始め」の声と共に競技を開始する。</p>
形競技規定			
第1条	形競技場		<p>競技場は組手競技場と同様であるが、形試合では、組手競技者の試合開始位置を示す色の異なる部分を裏返すことにより、マットの色を一色にする。</p>
第4条	審判団		<p>2. 形競技の審判員は、競技者と同じ所属団体であってはならない。</p>
第4条	審判団		<p>3. 審判員、及び審判団の配置</p> <p>予選において、審判委員会(正・副審判長)の抽選システムを担当するソフトウェアシステムのテクニカルの作業を容易にするため各コートの審判員リストを提供する。リストは、選手の抽選が終了後、レフリーブリーフィングの最後に審判委員会(正・副審判長)が作成する。ブリーフィングに出席し、上記基準を満たした審判員のみリストアップされる。ジャッジの抽選に関しては、ソフトウェアシステムのテクニカルがリストをシステムに挿入し、各試合における各コートの審判団5名をランダムに配置する。</p> <p>メダルマッチにおいてはコート主任が最後の予選試合終了後、各コートから8名のオフィシャルを含むリストを審判委員会(正・副審判長)に提出する。RC委員長承認後、ソフトウェアのテクニカルはリストを受け取りシステムに挿入する。システムによって、審判団(8名の中から5名)がランダムに選出される</p>
第5条	評価基準		<p>認定形リストに追加：</p> <p>Sansai Kyan No Wanshu Kyan No Chinto Oyadomari No Passai Chibana No Kushanku Kishimoto No Kushanku (Takemura)</p>

第5条	評価基準		一致性の定義の変更:「形の演武における流派の基本が一貫していなければならない」
第5条	評価基準	減点 d)	足をならしたり、胸や腕又は空手着を叩いたり、無闇に息を吐き出すなど、聞こえるような音で合図をすることは、形演武において大きな減点であり、一時的にバランスを崩しペナルティが科せられる場合と同レベルの減点としてみなす。
付録1 - 用語			
	取りません		得点、又は決定の取り消し。組手の主審、あるいは形の主審(副審1)は手を交差させ下方に動かす。
	あとしばらく		スペルの訂正
	先取		新しい合図のための訂正(実際にはすでに2017より適用)
付録2 - ジェスチャー及び旗の合図			
	副審の旗の合図		組手競技:副審1と4は右手に赤旗、副審2と3は左手に赤旗を持つ。
	先取		先取の新しいジェスチャーを追加(先取り)
	判定の取り消し		「判定の取り消し」は「取りません」/判定の取り消しに変更。
付録3 - 主審及び副審のためのガイドライン			
	過度の接触及び誇張		競技者が過度の接触をうけたように見せかけた場合、審判団は技がコントロールされており、得点基準6項目を満たしていれば得点を与え、装いにカテゴリー2のペナルティを科す。審判団が得点技と判断した際、負傷を装った場合の適切なペナルティは、少なくとも「反則」、深刻な場合は「失格」である。
付録4 - 記録係の記号			
	先取		「先取り」✓を先取の記号として採用。-
付録9 - 審判員のズボンカラーガイド			
			ズボンの濃淡の新しいイラスト
付録10 - 14歳未満の空手競技			
	12歳から14歳未満の組手競技		「体重ではなく身長で区別する」箇条書きは削除される。
	12歳未満の組手競技:		「体重ではなく身長で区別する」箇条書きは削除される。
	12歳未満の組手競技:		WKFフェイスマスク及びチェストプロテクターを使用する。
付録11 - ビデオレビューの手続き			
			付録に追加
付録12- オフィシャルプロテスト用紙			
			ルールブックに挿入
付録13 - 計量の手順			
			付録に追加
付録14 - 総当たり戦の例			
			出場数が限られている競技で使用されるラウンドロビンについて付録が追加された。 ※ラウンドロビン: 総当たりリーグ戦